

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 北九州シーダブル協会

### ② 評価調査者研修修了番号

SK2021257 14-a00026 SK2021256

### ③ 施設の情報

名称： 福岡子供の家	種別： 児童養護施設
代表者氏名： 松崎 剛	定員（利用人数）： 52名（37名）
所在地： 〒811-1131 福岡県福岡市早良区大字西1番地	
TEL： 092-803-1217	ホームページ： <a href="https://fukuoka-kodomoie.jp">https://fukuoka-kodomoie.jp</a>
【施設の概要】	
開設年月日 昭和30年8月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 仏心会	
職員数	常勤職員： 46名 非常勤職員 16名
有資格職員数	施設長 1名 ・ 栄養士 1名 ・ 家庭支援専門員 3名 保育士・指導員 32名 ・ 調理員 3名 ・ 里親支援専門員 1名 心理療法担当職員 2名 ・ 個別対応職員 1名
施設・設備の概要	(居室数) 49室 (設備等) 調理室 研修室・心理室 各部屋キッチン・浴室・トイレ

### ④ 理念・基本方針

#### 基本理念

- ・ 児童は、人として尊ばれる
- ・ 児童は、社会の一員として重んぜられる
- ・ 児童は、よい環境のなかで育てられる

すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。(児童憲章より)

#### (目標)

- ・ 児童養護施設職員として、子どもの健やかな育ち(回復)に貢献する

#### (方針)

- ・ 職員として求められる知識の集積と援助技術等の修得に努め、専門性の向上を図る
- ・ 専門職としての知見に基づく養育の実践
- ・ 子どもにとって魅力ある大人のモデルとなるよう自己研鑽に努める

## ⑤施設の特徴的な取組

- ・一時保護専用施設を設け、一時保護委託や子育て短期支援事業の受け入れを積極的に行っている。今後も、利便性の向上等利用者が活用しやすい仕組みを整備し拡充を図る
- ・児童相談所の心理司との協働による取り組みで、以下3点を目標に入所児童へグループワークを実施している。①子ども同士、子どもと職員が互いに安心感や信頼感を持てる関係を作る②ユニットの凝集性を高め、居場所としての間隔を育む③主として性問題の予防を目的とした学習に取り組む
- ・大学等の有識者をスーパーバイザーとして迎え入れ、幅広い知見に基づいたスーパービジョンが得られる体制を整えている

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和 4年 7月 7日（契約日）～ 令和4年12月8日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	平成 30年度

## ⑦総評

### ◇特に評価の高い点

- 緑豊かな自然環境に恵まれた広い敷地の中で、ユニット化された小規模の家庭的な環境の中できめ細やかな養育が行われ、子ども達が安心して、のびのびと暮らすことが出来る環境である。
- 一時保護専用施設「ほたる」（男女12名）を設けて一時保護委託や短期支援事業の受け入れを積極的に行い、今後は訪問型ペアトレ事業、PCITプログラムのサポート、里親との連携強化、要支援家庭への在宅支援を中心とした多機能化に取り組む、地域の要保護家庭等への子育て支援の拠点を目指している。
- 施設の中では、職員が休日を多く取ることの出来る環境を整え、ワーク・ライフ・バランスに配慮している。また、人材に見合った規模での運営を行うことでゆとりが生まれ、進む小規模化にも対応できている。
- 年に4、5回行う「ほっとタイム」の取組を10年近く継続し、挨拶の仕方や気持ちのコントロール、ストレスの発散等を子どもが学ぶ機会を設け、日常生活や対人関係等様々なスキルが習得できるよう支援している。また、定期的に行うヒア

リング、必要に応じて行う心理面接等、子ども本位の細やかな養育・支援に取り組んでいる。

- 嗜好調査を定期的実施し、子どもの嗜好を反映させた食事を提供している。誕生者の食べたいものを聞いて、誕生日に目の前で料理したり、定期的に各ユニットを回って子どもの前で調理することで食への興味に繋げている。また、料理についてまとめたファイルを退所児にプレゼントしている。
- 平成18年度より、法人独自の奨学基金制度を整備し、国の措置や企業からの補助等も活用しながら、子どもにとって最善の自己決定が出来るよう取り組んでいる。

#### ◇改善を求められる点

- 理念や基本方針を子どもや保護者の理解を得る為の方法を検討し、事業計画の周知と合わせた取り組みを期待したい。
- 児童養護施設として特筆される内容のある養育・支援について、子どもや保護者以外の市民にも理解してもらうための広報活動への取り組みを期待したい。
- ユニット化によって子どもが集まって行う会議や子ども会等の取り組みは難しい状況であるが、子どもが自分達の生活について主体的に考え、自分達で生活を作る実感を持たせると共に、子ども達の意見を施設運営に反映できる仕組み作りを期待したい。

#### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

小規模化へ移行後、初めての受審となり今回が5回目になります。小規模化した際、複数の委員会を立ち上げ、現在もその活動の中で養育のあり方や柱となる視点等について話し合いを行っています。第三者評価項目についても、現状の整理と改善を要する項目について検証してきました。これまでの取り組みが、今回の評価に反映されていると考えています。子どもたちが安心して生活できる施設となることを目標とし、これまで培ってきた施設の専門性を活かし地域の子育て支援拠点を目指した多機能化の取り組みを進めていきたいと考えています。

#### ⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>&lt;コメント&gt; 理念、基本方針を玄関や職員室に掲示している。パンフレットや養育マニュアルに記載し、毎月のホーム会議時に読み合わせを行い、職員への周知が図られている。また、保護者や子ども達にも説明している。</p>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>&lt;コメント&gt; 経営協主催の研修や地域の要保護児童支援地域協議会等に参加する中で、社会福祉事業全体の動向や地域の特徴、変化等を把握し分析している。入所児童の推移や人件費等を把握し、的確に分析して、施設運営に反映させている。</p>		
③	I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>&lt;コメント&gt; ケース管理ソフトの導入で情報共有に向けた環境を整備したことにより、各種会議を実施して課題等、共通理解もできるようになった。経営状況や改善すべき課題については、職員会議で職員へ周知している。</p>		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b

<p>&lt;コメント&gt; 中期計画として、定員規模と多機能化を掲げ、施設が目指す姿を明確にしている。入所児童へのケアに加えて、一時保護等短期利用体制の整備・拡充、里親家庭や要支援家庭への支援体制の構築等により、地域の要保護家庭等への子育て支援の拠点を目指している。中期計画は必要に応じて見直しを行っている。</p>		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>&lt;コメント&gt; 職員体制や養育の質の向上に向けた取り組みを盛り込んだ単年度の事業計画を策定し、実行に移しやすいよう具体的な内容となっている。計画の実施状況や目標達成状況を確認しているが、中期計画との連動が今後の課題である。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>&lt;コメント&gt; 事業計画の策定前に、アンケート「事業計画立案についての提案」を実施して職員の意見を集約し、出された意見を反映させた事業計画を策定している。新年度に事業計画を職員に配布して周知を図り、事業計画が実施出来る体制は整っている。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
<p>&lt;コメント&gt; 事業計画を、玄関ホールに掲示しているが、子どもや家族に向けた説明が十分とは言えない。事業計画の内容が分かり易く説明した資料を作成する等して、内容の理解を促す取り組みを検討している。</p>		

#### I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>&lt;コメント&gt; 養育・支援の質の向上に向け、「子どもとおとなが紡ぎあう7つの物語」を利用し、月に1度読み合わせ等の勉強会を行っている、養育支援に関する目標を事業計画に明示し、スーパーバイザーとの面談を通して職員一人ひとりが目標を設定し、評価を行う等、養育・支援の質の向上に向けて組織全体で取り組んでいる。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p>&lt;コメント&gt; 月に1回程度、第三者評価委員会を開催し、項目に沿って優先順位を付けながら改善に向けて取り組んでいる。課題については文書化し、各ホーム会議にて職員に説明を行い、周知が図られている。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>&lt;コメント&gt; 施設長は、経営・管理に関する方針と取り組みについて、職員会議において表明している。また、役割と責任を含む職務分掌等については文書化し、周知が図られている。</p>		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt; 施設長は、各種研修やワムネット等を通じて最新の情報を収集している。社会保険労務士と業務委託し、定期的に意見交換を行っている。養育マニュアルの中で、職員の倫理綱領、プライバシー保護等の規定が整備されている。</p>		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p>&lt;コメント&gt; 施設長は、個人面接で直接職員の意見を聴き取り、スーパーバイザー等を介した意見交換を行い、養育・支援の現状について把握している。必要であれば、業務改善のための指示を行っている。また、職員の教育、研修の充実を図る事で、養育・支援の質の向上を目指している。</p>		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>&lt;コメント&gt; 施設長は、人事や業務について把握し、職員配置の充実の為、主管課との意見交換を行っている、また、経営改善や業務の実効性を高めるために、各種委員会を設置する等して施設内の意識の統一を図っている。</p>		

### Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt; 福祉関連人材紹介機関、学校関係の募集等、福祉人材の確保に取り組み、実習生の受け入れも行っている。社会福祉士と心理士に資格手当を設け、加算職員の配置についても積極的に取り組み、ゆとりのある人員体制を目指している。</p>		

15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>〈コメント〉 年1回施設長面談、年2回スーパーバイザー面談を実施している。職員の処遇については、加算の範囲を上回る形で反映されている。今後は、社会保険労務士と相談しながら、法人としての基準を作成したうえで、人事考課制度の導入を検討している。</p>		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>〈コメント〉 職員の健康診断の実施や予防接種を励行し、職員の心身の健康と安全の確保を行っている。育児休暇や有給休暇の取得、時間外勤務の削減に取り組み、働きやすい職場環境を目指している。また、実習生用の宿舍の環境を整備し、人材の確保に繋げている。</p>		
Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>〈コメント〉 施設長は、経験年数に応じた職員研修や教育の場を確保し、期待される職員像を明確にして、職員の質の向上を目指している。個人目標シートを利用して一人ひとりの目標を設定し、スーパーバイザーによる個人面談の中で達成・取組状況の確認を行っている。</p>		
18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>〈コメント〉 養育マニュアル等において、教育研修に関する基本方針や計画が策定され、それに基づき実施されている。職員へのアンケート調査を実施して、研修内容の見直しを行っている。</p>		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<p>〈コメント〉 職員の経験や習熟度に合わせて研修参加を促している。コロナ禍で外部研修の機会は減っているが、その分内部研修の充実を図り、研修の頻度は高い。研修受講後には、研修報告書の提出も行い、職員のスキルアップを図っている。新人職員には、個別的なOJTが行われている。</p>		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>〈コメント〉 実習生受け入れに関する基本姿勢を明文化したマニュアルや専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。また、実習期間中にも学校関係者と話し合う機会を設け、連携しながら実習生の受け入れを行っている。</p>		

### II—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt; 施設の理念や基本方針、事業計画、事業報告、予算、決算情報等をホームページに開示し、運営の透明性の確保に取り組んでいる。また、第三者評価の受審結果も公開している。現在、ホームページの更新を検討している。</p>		
22	II—3—（1）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt; 社会福祉法人として公正で透明性のある事業運営を確保し、経理規定を明示している。職務分掌や業務執行に関するマニュアルや規定が整備され、職員がいつでも閲覧できるようにしている。</p>		

### II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—（1）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt; コロナ禍以前は地域行事に参加していた。職員が町内会やPTAの役員として活動することで地域交流を図り、地域の方との関わりの中で子どもが成長出来るように支援している。コロナ収束後は地域交流スペースを開放して連携強化に取り組むことを検討している。</p>		
24	II—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にした体制を確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt; ボランティア団体を通じて長年受け入れを行っている。ボランティア受入れマニュアルを整備し、地域やボランティアとの関わりの中で、子どもが社会性を身に付けていくことを支援している。</p>		
II—4—（2）関係機関との連携が確保されている。		
25	II—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt; 子ども一人ひとりの状況に対応出来る社会資源を確保している。児童相談所や学校とは会議等で定期的に情報交換を行い、職員間で情報を共有している。退所後に関しても、一人ひとりに合わせて外部機関に繋げる支援を継続して行っている。</p>		
II—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b

<p>〈コメント〉 校区の社協や区及び市の関係機関や団体と連携して行く中で、地域の具体的な福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。また、地域の里親家庭のサロン等の場所を提供し、相談に応じる中で施設のもつ機能を提供している。</p>		
27	<p>Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	b
<p>〈コメント〉 コロナ対策以前は、地域交流スペースを開放し、地域の子ども達の夏休みの宿題を応援し、交流スペースをドラマスクールに貸し出す等していたが現在は中止している。法人としてライフレスキュー事業に取り組む等、地域の福祉ニーズの把握に努め地域や関係機関と協力しながら地域貢献に取り組んでいる。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	<p>Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a
<p>〈コメント〉 施設の理念、基本方針に子どもを尊重する姿勢について明記している。それらに基づき自立支援計画を作成し、養育支援を行っている。小規模ケア委員会で、「養育指針の柱となるものを作りたい」との思いでマンドラチャートと実践集を作成し、現場で具体的な形や行動に反映させている。</p>		
29	<p>Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	a
<p>〈コメント〉 子どものプライバシー保護については養育マニュアルに明記されている。研修を3ヶ月毎に行い人権擁護のためのチェックリストを通して理解を深め意識づけを行っている。中高生以上には個室を用意してプライバシーに配慮した環境を提供している。</p>		
<p>Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	b
<p>〈コメント〉 施設のパンフレットや生活のしおりを基に必要な情報を提供し、利用希望者や家族に分かり易く説明できる体制を整えている。また、苦情受付箱や相談窓口を設置して、子どもや保護者の意見や要望の把握に努め、施設運営に反映させている。</p>		
31	<p>Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	b
<p>〈コメント〉 養育・支援の開始については入所時に、入所児童用説明資料「福岡子供の家の生活について」を基に丁寧に説明を行っている。施設での暮らしについて意見や要望を聴き取り、子ども本位の養育・支援に取り組んでいる。</p>		

32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt; 措置変更や家庭への移行については、児童相談所や行政機関と協議して子どもや保護者の同意を得て支援している。引き継ぎ資料や関係機関との会議等を通して情報交換しながら支援が継続できるよう配慮している。退所後の相談については、担当職員で対応している。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt; 意見箱を設置し、定期的にヒアリングを行い、子どもの意見や要望を把握して行事や日々の生活に反映している。子どもの意見や要望は職員間で共有し、子どもの養育・支援に反映出来る体制を整えている。</p>		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>&lt;コメント&gt; 玄関ホールに苦情受付窓口や苦情解決委員名を掲示し、意見箱を設置して子どもの意見や要望を聴き取り、養育・支援の質の向上と、業務改善に向けた取り組みを行っている。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p>&lt;コメント&gt; 相談先や相談方法を記載した「えがおノート」を配布している。また、定期的なヒアリングや権利面接、アドボケイトスタッフの定期的な訪問等、子どもが相談や意見を表せる機会を多く設けている。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>&lt;コメント&gt; 養育マニュアルに、相談や意見を受けた際の記録、報告の手順について記載している。職員が把握した子どもの意見や要望は記録して職員間で情報を共有し、検討して出来る事から解決に向けた支援を行っている。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>&lt;コメント&gt; ヒヤリハットや事故報告書を基に、事故発生時の対応や安全対策について職員間で話し合い、何故事故が発生したかを検証し、事故を未然に防ぐ体制の確立に取り組んでいる。また、リスクマネジメント委員会では、ネットリテラシー、権利擁護・被措置児童等虐待、防災について具体的なマニュアルの作成等を行っている。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b

<p>&lt;コメント&gt; 感染症対応マニュアルやコロナ対応マニュアルを整備している。感染症の予防と発生時の速やかな対応について職員会議の中で検証し、回覧文書にて周知し、職員一人ひとりが自覚して適切な対応に向けて取り組んでいる。</p>		
39	<p>Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 防災マニュアルを整備して、防火管理責任者の支持の下、避難訓練を実施している。職員は、土砂、地震の際のイメージトレーニングを行い、災害時の対応について確認し、子ども全員を安全に避難、誘導出来る体制を整えている。また、災害時に備えた非常食等の備蓄リストを作成して管理している。</p>		

### Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 養育マニュアルやケア指針の実践集を整備し、養育・支援について実施方法を明確にして、職員研修や個別の指導によって周知徹底を図っている。職員は積極的に研修を受講し、知識や情報を得て、養育・支援の向上に取り組んでいる。</p>		
41	<p>Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 子どもや職員の意見を反映させて、昨年度、標準的な養育・支援のマニュアルの改訂を行っている。3ヶ月に1度ケース記録を見直してコメントを記入し、養育・支援を振り返る機会を設けている。</p>		
<p>Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 自立支援計画のプロセスや仕組みは養育マニュアルに明示されている。アセスメントシートに子ども一人ひとりの具体的なニーズや意向を明示している。児童相談所との担当者会議にて自立支援計画の合議を行っている。</p>		
43	<p>Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 月1回の棟毎の会議で、自立支援計画の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行っている。また、自立支援計画に基づき短期目標を定め、3ヶ月毎に評価、見直しを行っている。検討した内容は記録に残し、日々の支援に反映させている。</p>		
<p>Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	b

<p>〈コメント〉 子どもの身体状況や生活状況の記録の仕方についてはマニュアル化され、項目ごとに分類し、整理されている。また、パソコンのネットワークシステムを利用して、施設内で情報を共有できる仕組みが整っている。</p>			
45	Ⅲ—2—(3)—②	<p>子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a
<p>〈コメント〉 個人情報の記録の管理は、個人情報管理規定、データ管理規定に基づいて行っている。個人情報の記録の保管、保存、廃棄、情報提供に関する規定を定め、職員に対し周知徹底している。</p>			

## 内容評価基準（24項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果	
A—1—(1) 子どもの権利擁護			
A①	A—1—(1)—①	<p>子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	a
<p>〈コメント〉 権利擁護に関するマニュアルを整備し、勉強会を定期的に行い、職員間の理解を深めている。子どもの権利擁護のためのチェックリストを使った振り返りを定期的に行い、ヒアリングの実施や意見箱を設置して、権利侵害の防止と早期発見に取り組んでいる。</p>			
A—1—(2) 権利について理解を促す取組			
A②	A—1—(2)—①	<p>子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。</p>	a
<p>〈コメント〉 入所時に、権利についての説明を行い、定期的にヒアリングで意見を聞いて、子ども自身が自他の権利について理解出来るように年齢に応じて分かり易く説明している。また、子どもの権利ノートに関する研修に参加して、子どもの権利について理解を深めている。</p>			
A—1—(3) 生き立ちを振り返る取組			
A③	A—1—(3)—①	<p>子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。</p>	a
<p>〈コメント〉 子どもの成長の記録のアルバム作りに取り組み、子どもの気持ちを尊重しながら職員と一緒に成長の過程を振り返る機会を設けている。必要に応じて児童相談所と連携し、ライフストーリーワークを実施して生き立ちの整理を行っている。子どもに事実を伝える場合には、一人ひとりの事情や状況に応じて慎重に対応している。</p>			

A—1—（４）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（４）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント&gt; 非措置児童等虐待対応ガイドラインを配布し、会議や研修を積み重ねて職員への意識づけを常に行っている。また、権利擁護のチェックリストを用いて職員間で確認を行い、子どもへのヒアリングや児童相談所の権利面接を定期的実施して、早期発見に努めている。</p>		
A—1—（５）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（５）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt; 入所前に面会の機会を設け、施設見学を行い、コミュニケーションを取りながら、子どもの不安軽減に努めている。入所時に子どもの嗜好を確認し、入所後の夕食に好きなメニューにする等温かく迎え入れている。家庭復帰にあたっては、家庭支援専門相談員を中心に関係機関と連携しながら、退所後も継続して支援している。</p>		
A⑥	A—1—（５）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント&gt; 児童相談所の自立支援対応職員と連携して、リービングケアとアフターケアを行っている。退所者の状況の把握に努め、アフターケア記録を整備している。退所者と職員、入所している子どもの交流を目的とした行事を行っていたが、コロナ禍で現在は中止している。</p>		

## A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（１）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（１）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
<p>&lt;コメント&gt; アセスメントを丁寧に行うことで子どもの生育歴を知り、子どもへの理解を深めている。必要に応じて心理検査や精神科への受診を行い、子どもの課題の理解に努め支援に繋げている。</p>		
A⑧	A—2—（１）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもと職員との関係性を重視した職員配置を行っている。子どもが抱えている生理的欲求と心理的欲求が満たされる過程を大切にし、子どもと職員が信頼関係を築き、秩序ある生活の範囲で子どもの意思を尊重し、柔軟に対応している。</p>		
A⑨	A—2—（１）—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b

<p>&lt;コメント&gt; 子どもの成長過程の中で経験するつまずきや失敗の体験を大切にし、経験を乗り越えていく子どもを見守りながら、必要に応じてフォローする体制を整えている。ユニット毎に課題が起きれば、大人を含めて話し合いを行っている。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの年齢や発達状況に配慮しながら、それぞれのニーズを把握し、ボランティア団体による遊びの提供や各種教室、塾等、学びの場を提供している。(コロナ禍で現在は自粛中) また、子ども会行事にも積極的に参加している。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>&lt;コメント&gt; 職員が子どもの規範となるように意識しながら、日常の中での挨拶や基本的なマナー、様々な知識や技術が習得できるよう支援している。子どもの課題や発達の状況に合わせて自己管理が出来るよう話し合っている。ネットやSNSに関しての勉強会を行ったり、中高生を対象にしたネットリテラシー研修を実施して知識の習得に努めている。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>&lt;コメント&gt; 定期的に嗜好調査を実施して、子どもの好みに応じた食事を提供できるよう配慮している。週1回、各ユニットを回って子どもたちの前で食事作りを行い、コミュニケーションを図っている。「作り方を教えて欲しい」との申し出があれば、一緒に調理等の技術を伝えている。退所児には料理について、まとめたファイルをプレゼントしている。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの身だしなみに配慮し、衣服を通じて自己表現が出来るように支援している。夏と冬に衣類を購入する機会を設け、子どもと同行して好きな衣服を選べるように配慮している。</p>		
A—2—(4) 住生活		
A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
<p>&lt;コメント&gt; 子どもを取り巻く住環境を整備し、一人ひとりの居場所が確保できるよう配慮している。机やベッド等、プライベートな空間についても定期的に整理整頓する時間を設け、清潔で安心、安全な環境を整えている。</p>		

A—2—（5）健康と安全		
A⑮	A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p>&lt;コメント&gt; 嘱託医による健康診断を受けているが、病院受診や服薬が必要な子どもが多く、職員が連携して受診対応を行っている。子どもがその必要性を理解できるように説明し、医療機関と連携しながら、一人ひとりの子どもに適切に対応している。</p>		
A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p>&lt;コメント&gt; 他者を尊重することについてはグループワーク等を通して伝えている。また、自分の空間を大切に、他者との境界線を意識することを常に話している。性に関することもタブー視せずに取り組み、子どもの相談に応え、子どもの年齢や発達段階に応じて学ぶ機会を設け、性について正しい知識を得ることが出来るよう取り組んでいる。</p>		
A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの暴力、いじめ、性差別等が生じないように、日頃から他者に対する接し方を子ども達と話し合い、発生した場合も適切な対応が出来る体制を整えている。対応が難しい児童の情報を職員間で共有し、適切な対応方法について検討している。</p>		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント&gt; 問題が起こった場合は、別室で職員が話を聞く等して子どもが訴えたいことを受容している。職員の役割を明確にして、チームでアプローチできる体制を整え、慎重に対応している。また、小学校や中学校と定期的に協議や連絡会を行い情報を共有している</p>		
A—2—（8）心理的ケア		
A⑲	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt; 心理療法担当職員を複数配置し、心理的ケアが必要な子どもには定期的なカウンセリングのスケジュール調整を行っている。担当職員と心理士、各関係機関と情報を共有して心理支援プログラムを作成し、心理的困難が解決できるように取り組んでいる。また、大学の教授からスーパービジョンを受けられる体制を構築している。</p>		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a

<p>〈コメント〉 子どもと職員と一緒に学習に取り組む時間を設け、学習状況の把握に努めている。学校教師と電話連絡で情報を共有し、必要に応じて連絡会で協議を行っている。学習塾を利用する等、子どもの学力に応じた学習支援に取り組み、子どもが自ら目標を立てて頑張ることが出来る環境の整備に取り組んでいる。</p>		
A⑳	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p>〈コメント〉 子どもの進路選択は、保護者、学校、児童相談所と連携して支援している。子どもがなりたい職業や希望の学校に進学できることを最善の利益と考え、その実現のための進路指導に取り組んでいる。</p>		
A㉑	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>〈コメント〉 職場実習や職場体験、ルールを決めたアルバイト等を奨励し、体験を通して社会の仕組みやルールを実感できるように支援している。アルバイトの目的や金銭の管理等について、職員が子どもと話し合って決めている。</p>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉒	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>〈コメント〉 家庭支援専門相談員を中心に、児童相談所と連携しながら、学校行事、施設行事等の情報を保護者に知らせ、必要に応じて行事への参加を促したり、自宅への一時帰宅や保護者との外出を通して継続的な関係作りに取り組んでいる。</p>		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉓	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>〈コメント〉 家庭支援専門相談員が中心となって児童相談所と協議を行い、支援方針を共有し、保護者と子どもとの関係を調整している。家庭訪問等を行う事で信頼関係を築き、子どもや保護者に共感できる家庭支援を目指している。</p>		